

拡大生産者責任(EPR)法制度への対応

- 統一性を欠いた形で急速に広がる包装材規制を的確に遵守することの重要性

レザ・ザルガミー、デイビッド・マッカーラー、シドニー・L・ファウラー、カーラ・M・マクドナルド

- 包装材に関するEPR法制度は複数の州において急速に複雑なコンプライアンス義務を生み出しており、企業は予期せぬ出費、コスト増および競争上の不利益を回避するために対策を講じる必要があります。
- 包装材および使い捨て食品用容器類を製造・販売または大量に使用している企業は、EPR法制度の影響を大きく受ける可能性があり、複雑な報告義務や財務的負担を伴う場合があります。
- 州レベルでのEPR法制度は州ごとに異なる形で急速に進展しているため、コンプライアンスを効率的に管理し、リスクを軽減するには、企業による積極的な関与と戦略的な対応が不可欠です。

米国各地の企業は、[近年制定された](#)包装材関連の拡大生産者責任(Extended Producer Responsibility、EPR)法に基づく自社の義務を理解し、これに対応するための取り組みを精力的に進めています。これらの法制度は、カリフォルニア州(SB54)、コロラド州(HB22-1355)、メイン州(LD1541)、メリーランド州(SB901)、ミネソタ州(HF3911)、オレゴン州(SB582B)および[ワシントン州](#)(SB5284)を含む州において制定されています。そのほか、コネチカット州(HB06225)、ハワイ州(HB750)、イリノイ州(HB4064)、マサチューセッツ州(H.833)、ニュージャージー州(SB426)、ニューヨーク州(S1460)、ロードアイランド州(S0939)およびテネシー州(SB573)でもEPR法案が最近提出されていますが、一部の法案については拒否権が行使されています。

一部の州、たとえばメリーランド州のように、EPR法を施行したばかりの州がある一方で、オレゴン州のように少し前(2021年)に「プラスチック汚染およびリサイクル近代化法(SB582)」を可決した州では、すでに実施段階に入っています。EPR法は、製品製造業者や包装材製造業者から、スーパーマーケット、レストランに至るまで、幅広い企業に対し、複雑かつ費用負担の大きい義務を課す可能性があります。

このような新たな法的枠組みの中で、企業は多数の、かつ統一されていないコンプライアンス義務に直面しています。統一された基準が存在しないことから、各州の要件に細心の注意を払った対応が求められており、コンプライアンスの遂行は一層困難となっています。包装材を製造している企業や、包装材または食品用サービス容器に大きく依存している企業は、競合他社に後れを取らず、コンプライアンス違反による料金や罰則のリスクを軽減するためにも、今のうちからこうした規制への対応を進めることが推奨されます。

EPR(拡大生産者責任)法とは何か

EPR 法は、特定の製品や品目に関する廃棄物管理のコストを自治体から「生産者」へと転嫁することを目的とした規制枠組みです。「生産者(Producer)」は、個々の取引の具体的内容に応じて広く定義されており、以下が含まれる場合があります：

- 対象物質の販売業者
- 製造業者
- ブランドオーナー
- 小売業者(例：スーパーマーケット、レストラン、コンビニエンスストア等)

EPR 法は根本的に、生産者に廃棄物管理のコストを取り込ませるものであり、法の対象となる品目を製造、販売または流通させる企業に対し、製品の使用済み後の回収・リサイクル・廃棄に関する責任を負担させることを求めています。これらの法律の対象となる物質には、一次包装材(製品を直接保護または封入するための包装)、二次または輸送用包装材(製品の輸送に用いる包装)、サービス包装材(販売時点で使用または充填される目的で事業者から空の状態の販売される包装)、およびテイクアウト容器、プラスチック製カトラリー、カップ等の使い捨て食品用サービス容器が含まれます。そのため、EPR 法は、州内で製品を販売するほぼすべての事業者に影響を及ぼす可能性があり、当該製品を州内で直接販売または流通させていないブランドオーナーであっても例外ではありません。

EPR 法の下で、生産者は複数の主要な義務を負うこととなりますが、その一つに、指定された生産者責任機関(Producer Responsibility Organizations、PRO)への登録義務があります。PRO は、各州によって EPR プログラムの運営を委託される組織です。EPR 法は複数の PRO の存在を想定しており、生産者はその中から登録先を選択できるとされています。しかし、現時点で存在している PRO は Circular Action Alliance(CAA)1 つのみです。

登録に際しては、州内に投入される包装材の種類、量、性状等に関する詳細な報告が通常求められます。企業が製造または使用する包装材が多様である場合、報告内容は非常に複雑になる可能性があります。例えば、ポリエチレンテレフタレート(PET)(#1)といった単一のプラスチックであっても、その形状や用途により異なる分類が適用される場合があります。カリフォルニア州の EPR プログラムにおいては、透明な PET ボトル、着色 PET ボトル、硬質 PET 容器、PET フィルムといった区分ごとに個別に報告が求められます。

また、生産者は PRO に対して手数料を支払う必要があり、PRO はこれらの資金を EPR プログラムの実施に充てます。手数料の額は、素材の種類、形状、リサイクルの容易さおよび環境への影響等に応じて大きく異なる場合があります。例えば、オレゴン州で提案されている手数料体系では、段ボールに対しては 1 ポンドあたり 0.03 ドル、発泡ポリスチレン(例：スチロール製容器)については 1 ポンドあたり 2.58 ドルと設定されています。

包装材関連の EPR プログラムには一般的な枠組みが存在しますが、各州における基準の相違により、コンプライアンス対応は著しく複雑化しています。そのため、対象物質の定義や除外の範囲は州ごとに異なります。同様に、同一の取引形態であっても、「生産者(Producer)」の定義は州によって異なります。EPR 法に違反した場合、たとえば PRO への登録義務や手数料の支払義務に違反した場合には、企業は例外なく罰則の対象となります。法定の罰金額の上限は州により異なり、コロラド州では 1 日あたり 1,500 ドル、ミネソタ州では 1 日あたり最大 100,000 ドルと、幅広い水準が設定されています。

EPR の全体像

全米規模で事業を展開している企業は、EPR 法の急速な拡大に伴い、今後多数のデッドラインの遵守を強いるものとなる見込みです。さらに、EPR 法は高い政策目標を掲げてはいるものの、複数の課題をはらんでいます。

- **複雑な対象範囲の基準および統一性の欠如**
一定の規模や経験を有する企業であっても、特定の州の法規制の適用対象か否かの判断に戸惑う可能性があります。いずれの取引においても、コンプライアンス責任を負う「生産者(Producer)」は、取引の構造および製品が当該州の市場にどのように投入されるかによって異なります。そのため、すべての事例について詳細を把握するには、多大な時間と労力を要し、場合によっては実務上対応が極めて困難である場合もあります。
- **手数料設定に関する通知の欠如**
現時点で、CAA(Circular Action Alliance)が設定した EPR 手数料は、オレゴン州向けの一例のみです。さらに、手数料の設定は事後的に行われており、前年度の活動実績を基に算定されるため、企業はコンプライアンスに伴う財務的影響について、事前に計画を立てることが困難となっています。
- **高額な手数料**
一部の企業にとっては、手数料が極めて高額に設定される可能性があり、その場合には当該州での事業継続を断念せざるを得ない、または、コスト回収のために価格引き上げを図らざるを得なくなる可能性があります。その結果、経済的不確実性が高まる中、消費者に対する負担が一層増大することが懸念されます。

これらの理由から、EPR 法は今後も議論を呼ぶ法制度であり、さまざまな法的根拠に基づく異議申立てや訴訟が提起される可能性があります。Pillsbury の弁護士は、EPR 法の導入初期からその動向を継続的に追跡しており、過度に広範な法的枠組みに異議を唱える意向を有するクライアントの代理経験も豊富に有しています。

本稿の原文(英文)につきましては、[Navigating New Waters: Getting Ahead of Extended Producer Responsibility Laws](#) をご参照ください。

本稿の内容に関する連絡先

Reza Zarghamee

reza.zarghamee@pillsburylaw.com

David McCullough

david.mccullough@pillsburylaw.com

Sidney L. Fowler

sidney.fowler@pillsburylaw.com

Cara M. MacDonald

cara.macdonald@pillsburylaw.com

秋山 真也（日本語版監修）

shinya.akiyama@pillsburylaw.com

東京オフィス連絡先

白井 勝己

katsumi.shirai@pillsburylaw.com

サイモン・バレット

simon.barrett@pillsburylaw.com

松下 オリビア（日本語対応可）

olivia.matsushita@pillsburylaw.com

Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

田中里美

satomi.tanaka@pillsburylaw.com

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2025 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.